越谷市まちの整備に関する条例等の届出及び申請を行う開発者の皆様へ

現在窓口で行っている申請・届出の一部が 令和5年4月1日から**電子申請が可能に**なります!!! 是非ご利用ください!

電子申請の対象となるもの

越谷市まちの整備に関する条例

〇開発行為等計画届 〇検査前建築等承認申出書

〇公共施設整備等着工届

〇公共施設整備等完了届

都市計画法

○公告前建築等承認申請書

○工事着手届出書

〇工事完了届出書

申請及び届出の流れ



越谷市電子申請・届出サービスの 利用には会員登録が必要です 登録後、下記二次元コードからログイン画面へ進んでください





ログイン後、 画面の内容に沿って 必要事項を入力、 添付してください。 申請後の流れは 下記のとおりです。



◎開発行為等計画届 ※開発行為等事前協議書は窓口での提出が必要です。



受付完了

開発行為計画届(控)が届きます



◎公告前建築等承認申請書/検査前建築等承認申出書



申請

審査完了 電話をいたします 窓口にて書類を交付



◎工事の着手・完了の届出 ※検査日の予約はこれまでどおり電話予約が必要です。





越谷市まちの整備に関する条例等の 各種申請の必要書類を<u>簡素化します</u>

申請書類の変更は令和5年4月1日から<u>運用開始</u>いたします

申請及び届出書類	必要書類	変更後【4月1日から】	現行
公告前建築 会事計 を 会事計画 が を を を を を を で が を す が が が が が が が が が が が が が は り は り は り は	開発行為許可通知書(写)(公告前建築等承認のみ)	Q	0
	公共施設整備等協定書(写)(協定書を締結した場合)	Q	0
	農地転用許可書(転用ありの場合)	Q	0
	その他必要な図面		0
	開発区域図(案内図)		0
	公図(写し)		0
	求積図	不要	0
	土地利用計画図	女に	0
	給排水計画平面図	な	0
	平面縦断面図	9	0
	道路等構造図(道路整備等がある場合)	ますす	0
	予定建築物の平面図・立面図	/ (9) \	0
	事前協議要請書(写)		0
	公共施設整備図書(各課承認済のもの)		0
工事着手届 (都市計画法)	開発行為許可通知書(写)(開発許可を受けている場合)	Q	0
	公共施設整備等協定書(写)(協定書を締結した場合)	Q	0
	農地転用許可書(転用ありの場合)	O	0
	その他必要な図面		0
	事前協議要請書(写)		0
及び	開発区域図(案内図)		0
公共施設整備 等着工届 (越谷市まちの整 備に関する条例)	公図(写し)	一	0
	求積図	要 に	0
	土地利用計画図	な	0
	給排水計画平面図	りし	0
	造成計画平面図	ま	0
	造成計画断面図	d	0
	公共施設整備図書(各課承認済のもの)		0